

学生の皆さんへ

学生担当副学長
太田圭

まん延防止等重点措置の適用に伴う課外活動の自粛について(要請)

皆さんの自粛要請への対応及び感染拡大防止対策へのご協力に感謝いたします。

さて、茨城県が1月27日から「まん延防止等重点措置」の適用とされ、全域が対象区域に指定されたことに伴い、本学では1月21日付で発出した課外活動に関する自粛要請の内容を、1月28日から以下のとおり変更します。

なお、「まん延防止重点措置」が本県を含め34都道府県に発出されている状況や、今後も対象地域の拡大が見込まれることから、引き続き、感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

1. 自粛を要請する期間 : 1月28日(金)から2月20日(日)まで(24日間)

2. 自粛を要請する活動 :

- (1) 県外での活動(※1)
- (2) まん延防止等重点措置の区域(又は緊急事態宣言の都道府県)の地域(茨城県を除く)からの学外者と接する活動(練習試合、指導者の招へい、合同練習等)
- (3) 合宿等の宿泊を伴う活動(※2)
- (4) 不特定の者が参加するイベントの開催
- (5) 不特定の者が参加するイベントへの参加

その他、茨城県から発出された「部活動の制限」及び「県民への要請」を遵守すること。

※1…学外団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等への参加(公式戦・各種大会等)は可とする。

- ① 「学生団体学外行事届」を提出すること。
- ② 大会等が開催される自治体の要請(県境を越える移動の制限等)に従うこと。
- ③ 宿泊を伴う大会等への参加の場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請による許可が必要。

※2…原則、合宿等の宿泊を伴う活動は自粛とするが、大会が近い(2~4月)などの理由により、真に必要なであると認められ、且つ以下の「特例措置の許可の条件」を満たす合宿等については、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請の書類に加え、別紙の「特例措置の必要理由書」を提出し、許可を得るものとする。

(特例措置の許可の条件)

- 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令されていない地域での活動に限ること
- 参加者は、出発前の4日以内にPCR検査又は抗原定量検査を受検し、全員が陰性であること
- 合宿等の期間が1週間を超える場合、原則4日に1度PCR検査又は抗原定量検査を受けること
- 顧問教員等の責任教員が全行程随行すること
- 受け入れ施設等(宿泊施設含む)に了承を得ていること
- 当該団体の構成員のみの活動に限ること

※茨城県からの要請(R4. 1. 25付)

○部活動の制限

- ・ 練習試合等は、本県に所在する学校同士で、自校を含め2チーム以内
- ・ 県内大会は、原則、主催団体に延期又は中止を要請
 - ※ 上位大会に繋がる県内大会は、全参加者の陰性を確認
 - ※ 県内で行う関東大会・全国大会等は、全参加者の陰性を確認
- ・ 合宿等の宿泊を伴う活動は、自粛

○県民への要請

- ・ 基本的な感染症対策の徹底（症状がある場合には、速やかに医療機関を受診）
- ・ 混雑した場所や、感染対策が徹底されていない飲食店など、感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛
- ・ 県外との不要不急の往来自粛（特に、まん延防止等重点措置が適用された都道府県）

※他の要請については茨城県[【令和4年1月25日発表】国の「まん延防止等重点措置」の適用について](#)を参照。

《引き続きお願いすること》

- 基本的な感染症対策（マスクは正しく着ける/石けん等でしっかり手洗い/3密を避け社会的距離を確保/換気はこまめに/少しでも症状がある場合はすぐに受診を）を徹底すること。
- 食事時のマスク無しでの会話による感染を防ぐため、活動後は直ちに散会し、会食・懇親会は行なわないこと。
- PCR検査等により陰性を確認した上での活動を推奨します。
- 健康観察記録結果の顧問教員等の責任教員への報告及び活動履歴の管理を徹底すること。
- 学外で活動する際は「学生団体学外行事届」を提出すること。
- 教室、体育施設等の予約に関しては、各管理部局の指示に従うこと。

[参考]

- [「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)
[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せに基づく特例許可申請」](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当
Tel：029-853-2248、2247
E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp

(特例措置の許可の条件)

- ・緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令されていない地域での活動に限ること
- ・参加者は、出発前の4日以内にPCR検査又は抗原定量検査を受検し、全員が陰性であること
- ・合宿等の期間が1週間を超える場合、原則4日に1度PCR検査又は抗原定量検査を受けること
- ・顧問教員等の責任教員が全行程随行すること
- ・受け入れ施設等（宿泊施設含む）に了承を得ていること
- ・当該団体の構成員のみの活動に限ること

学生担当副学長 殿

特例措置の必要理由書

申請団体名： _____

活動名： _____

活動期間： _____

1. 活動を必要とする理由

※学生のキャリア向上に資することが大であること、自粛要請期間においてもその活動が必要であること、当該目的地でなければ行えない活動であること等を記載。

2. 体調不良者発生時の対応方法

※活動中に体調不良者が発生した場合の対応方法及び最寄りの医療機関等を記載。

3. 活動期間中に、活動区域内に緊急事態宣言が発令された場合の対応

※発令後は活動を中止し、筑波大学へ戻る等の対応を記載。

この活動については、制限下にあってもなお必要なものであり、実施にあたっては、顧問教員等である私が責任を持ち、感染拡大防止並びに参加者の安全確保に努めます。

令和 年 月 日

顧問教員氏名： ○○ ○○